



島根県報

令和2年8月4日（火）

第 129 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

令和2年度第4次自衛官募集	（防災危機管理課）	2
新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業の申請受付及び支払に関連した事務の委託	（健康福祉総務課）	2
医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業の申請受付及び支払に関連した事務の委託	（医療政策課）	3
島根県営住宅条例の規定による利便性に係る数値の一部改正	（建築住宅課）	3

【公 告】

公共測量の実施	（技術管理課）	4
採石業務管理者試験の実施	（河川課）	5
開発行為に関する工事の完了	（都市計画課）	5

【特定調達公告】

島根県防災ヘリコプター（JA32AR）定時点検整備に係る随意契約の相手方等	（消防総務課）	6
画像照合システムに係る賃貸借及び附帯する導入業務委託に係る一般競争入札の実施	（警察本部）	6

【教委規則】

島根県立高等学校通信教育規程の一部を改正する規則	（学校企画課）	9
--------------------------	---------	---

【教委公告】

島根県立古代出雲歴史博物館の指定管理者の募集	（文化財課）	10
------------------------	--------	----

【人委告示】

令和2年度島根県職員（経験者）採用試験の実施		16
令和2年度島根県警察官（大学卒）採用試験（第2回）の実施		19

告 示**島根県告示第504号**

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第117条第1項並びに第118条の規定により、令和2年度第4次自衛官募集の募集期間、試験期日、試験場等を次のとおり告示する。

令和2年8月4日

島根県知事 丸 山 達 也

1 募集種目

自衛官候補生（陸上・海上・航空自衛隊）

2 応募資格

日本国籍を有し、採用予定月の1日現在18歳以上33歳未満の者

3 応募締切

令和2年9月17日（木）

4 試験種目

筆記試験（国語・数学・地理・歴史・公民・作文）・口述試験・適性検査・身体検査・経歴評定

※経歴評定とは、多様な経歴を有する受験者の能力を総合的に評価するもの

該当する資格・免許等は自衛隊島根地方協力本部に確認すること。

5 試験期日・試験場

(1) 筆記試験・適性検査

令和2年9月18日（金）から同月20日（日）までのうち指定する一日

松江地方合同庁舎 松江市向島町134-10（電話番号0852（21）0015）

陸上自衛隊出雲駐屯地 出雲市松寄下町1142-1（電話番号0853（21）1045）

浜田城山ビル 浜田市殿町83-191（電話番号0855（22）1334）

(2) 口述試験・身体検査

令和2年9月26日（土）又は同月27日（日）のうち指定する一日

陸上自衛隊出雲駐屯地 出雲市松寄下町1142-1（電話番号0853（21）1045）

6 採用予定日

採用予定通知書により通知する。

7 問合せ先

自衛隊島根地方協力本部

松江市向島町134-10（電話0852（21）0015）

島根県告示第505号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第165条の3第1項の規定により次のとおり事務を委託したので、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第56条の2第1項の規定により告示する。

令和2年8月4日

島根県知事 丸 山 達 也

1 委託した者の住所及び名称

島根県松江学園一丁目7番14号

島根県国民健康保険団体連合会

2 委託した支払金等の種類及び事務の内容

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱に基づく新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業の申請受付及び支払に関連した事務（県が医療機関等に直接行う支払、交付額の決定に係る審査及び支払後の精算その他の債権管理及び回収に係る事務を除く。）

3 委託の開始年月日

令和2年7月20日

島根県告示第506号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第165条の3第1項の規定により次のとおり事務を委託したので、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第56条の2第1項の規定により告示する。

令和2年8月4日

島根県知事 丸 山 達 也

1 委託した者の住所及び名称

島根県松江市学園一丁目7番14号

島根県国民健康保険団体連合会

2 委託した支払金等の種類及び事務の内容

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱に基づく医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業の申請受付及び支払に関連した事務（県が医療機関等に直接行う支払、交付額の決定に係る審査及び支払後の精算その他の債権管理及び回収に係る事務を除く。）

3 委託の開始年月日

令和2年7月20日

島根県告示第507号

島根県営住宅条例の規定による利便性に係る数値（平成28年島根県告示第237号）の一部を次のように改正し、令和2年8月4日から施行する。

令和2年8月4日

島根県知事 丸 山 達 也

表松江市の項中「第213号」を「第213号、第311号」に、「第1号棟第101号の」を「第1号棟第101号及び第2号棟第105号の」に、「第316号及び第811号」を「第212号、第316号、第811号及び第812号」に改め、表浜田市の項中

「

汐入	中層耐火構造4階建	昭和52	0.95	を
		昭和53	及び第214号の住戸	
		昭和55	0.92	
」				

「

汐入	中層耐火構造4階建	昭和52	0.95
		昭和53	及び第214号の住戸
」			

			にあつては、0.97)	に改め、表益田市の
		昭和55	0.92 (第315号及び第316号の住戸にあつては、0.94)	

項中「第013号及び第014号」を「第013号、第014号及び第016号」に、

「

矢田	中層耐火構造3階建	平成2	0.97	を
----	-----------	-----	------	---

」

「

矢田	中層耐火構造3階建	平成2	0.97 (第114号の住戸にあつては、0.99)	に、「第413号」
----	-----------	-----	------------------------------	-----------

」

を「第413号、第611号」に、「第116号」を「第111号、第113号、第116号」に改め、表大田市の項中「第113号」を「第111号、第113号」に改め、表江津市の項中「第111号及び第113号」を「第111号、第113号、第211号、第314号及び第411号」に改め、表鹿足郡津和野町の項中

「

青原	簡易耐火構造2階	昭和50	0.92	を
	準耐火構造2階建	令和元	0.97	

」

「

青原	準耐火構造2階建	令和元	0.97	に改める。
----	----------	-----	------	-------

」

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について県中央土整備事務所長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和2年8月4日

島根県知事 丸山達也

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
令和2年7月27日から令和3年3月22日まで
- 3 作業地域
大田市温泉津町

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13の規定に基づき、採石業務管理者試験を次のとおり実施するので、採石法施行規則（昭和26年通商産業省令第6号）第8条の7の規定により公告する。

令和2年8月4日

島根県知事 丸 山 達 也

1 試験の日時

令和2年10月9日（金）午前10時から正午まで（受付は午前9時30分から行い、遅刻は試験開始後30分まで受験を認める。）

2 試験会場

大田市大田町大田イ236-4

島根県立男女共同参画センター「あすてらす」 3階研修室

3 試験の方法及び科目

次に掲げる科目を筆記試験により行う。

- (1) 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含む。）
- (2) 岩石の採取に関する技術的な事項（岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉）の処理、廃土及び廃石のたい積方法並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項）

4 提出書類

- (1) 受験願書（所定の様式）
- (2) 写真2枚、うち1枚は受験票に貼り付けること。（手札形（縦8センチメートル×横6センチメートル）とし、受験願書提出前6月以内に撮影した正面無帽上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの。）
- (3) 受験票（所定の様式）

5 受験手数料

8,100円に相当する額の島根県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼り付けること。

6 受験願書等の請求先

島根県土木部河川課、隠岐支庁県土整備局、隠岐支庁県土整備局島前事業部、各県土整備事務所、県土整備事務所各（土木）事業所、一般社団法人島根県採石協会又は一般社団法人島根県東部地区採石業協会

7 受験願書等の提出先

〒690-8501 松江市殿町1番地 島根県土木部河川課

8 受験願書等の受付期間

令和2年9月1日（火）から同月15日（火）午後5時15分まで

なお、郵送の場合は、令和2年9月15日までの消印があるものに限り受け付ける。

9 受験票の交付

受験願書を受理したときは、受験番号を記載した受験票を交付するので、これを試験当日に持参すること。

10 結果発表

試験結果は、令和2年10月30日（金）に郵送にて本人に通知するほか、県庁前掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、県河川課のホームページ（<https://www.pref.shimane.lg.jp/kasen/>）に掲載する。

11 その他

詳細については、島根県土木部河川課管理グループ（電話0852-22-6783）に照会すること。

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和2年8月4日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 開発区域
雲南市木次町下熊谷1529番1、1563番の一部
面積 1,888.52平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
出雲市塩冶町2125-1
株式会社ウシオ
代表取締役社長 牛尾 篤史

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手段に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和2年8月4日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 件名及び数量
島根県防災ヘリコプター（J A32AR）定時点検整備 一式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県防災部消防総務課 島根県松江市殿町1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和2年7月6日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
セントラルヘリコプターサービス株式会社 代表取締役 五十嵐 好信
愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字林先1番地
- 5 随意契約に係る契約金額
48,372,242円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和2年8月4日

島根県警察本部長 堀 内 尚

- 1 入札に付する事項
 - (1) 件名及び数量
画像照合システムに係る賃貸借及び附帯する導入業務委託 一式

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書のとおり

(3) 賃貸借期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

(4) 委託期間

契約の日から令和3年3月29日まで

2 入札方法

- (1) この案件は、電子入札対象案件とする。入札書は、島根県電子調達共同利用システム（以下「電子調達システム」という。）により提出すること。

なお、やむを得ない事由により電子調達システムで入札書を提出することができない場合は、県の承認を得て、書面により提出することができる。

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。

- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。

- (4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「14借入品」小分類「(2)情報処理機器」に登録されている者であること。

なお、賃貸借物品等を第三者をして貸し付けようとする者にあつては、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「1文具・事務用機器類」小分類「(4)情報処理機器」又は営業種目が大分類「14借入品」小分類「(2)情報処理機器」に登録されている者であること。

- (5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

- (6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

- (7) 本件公告により賃貸借物品等を第三者をして貸し付けようとする者にあつては、第三者をして貸し付けできる能力を有することを証明した者であること。その際、第三者は、(1)、(2)、(3)、(5)及び(6)の要件を満たす者であり、かつ、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「14借入品」小分類「(2)情報処理機器」に登録されている者であること。

- (8) 本件入札に関し、提出書類を提出期限までに提出し、島根県警察本部長の入札参加資格の認定を受けた者であること。

4 契約条項を示す場所、担当する本庁等の名称及び問合せ先

〒690-8510 島根県松江市殿町8番地1

島根県警察本部警務部会計課用度係

電話 0852-26-0110 内線 2241、2242

5 入札説明書の交付等

(1) 入札説明書の交付方法

本公告の日から令和2年9月14日（月）までの間、電子調達システムにより交付する。

なお、これにより難しい場合は次により交付する。

ア 交付期間

本公告の日から令和2年9月14日（月）までの間（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 交付場所

4の場所

(2) 入札説明会

行わない。

6 入札参加希望者に要求される事項

(1) この入札に参加を希望する者は、令和2年9月24日（木）正午までに、入札説明書に定める方法により入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

(2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

7 入札期間、開札日時等

(1) 電子調達システムによる入札の期間

令和2年10月5日（月）午前9時から同月6日（火）午後4時まで

(2) 書面による入札の日時、場所等

ア 日時

令和2年10月6日（火）正午まで

イ 場所

4の場所

ウ 郵便（書留等配達記録が残るものに限る。）による入札については、令和2年10月6日（火）正午までに到着していること。

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和2年10月7日（水）午後3時

イ 場所

島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部7階 大会議室

8 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合

は、免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県警察本部警務部会計課に通報すること。

なお、当該通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required : Lease and introduction of Image matching system,
1 set

(2) Period for tender by electronic bidding : From 9 : 00 a.m. October 5, 2020 to 4 : 00 p.m. October 6, 2020

(3) Time limit for tender by bringing : At noon October 6, 2020

(Bids by post must be received by noon on October 6, 2020)

(4) Contact point for the notice : Office of Accounting Finance Section, Police Administration Department,
Shimane Prefectural Police Headquarters, 8 - 1 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane, 690-8510 Japan

TEL : 0852-26-0110 (ext.2241 or 2242)

教 育 委 員 会 規 則

島根県立高等学校通信教育規程の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年8月4日

島根県教育委員会教育長 新 田 英 夫

島根県教育委員会規則第19号

島根県立高等学校通信教育規程の一部を改正する規則

島根県立高等学校通信教育規程（昭和32年島根県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 教育課程（第3条—第6条）

第3章 教科書その他の教材（第7条—第10条）

第4章 学習指導（第11条—第16条）

第5章 単位の認定等（第17条—第18条の3）

第6章 職員及び職員会議（第19条—第21条の4）

第7章 入学・退学・転学・休学及び卒業等（第22条—第33条の2）

第8章 受講料、入学料、入学検定料及び聴講料（第34条）

第9章 賞罰（第35条・第36条）

第10章 定時制の課程との併修及び技能教育との連携等（第37条—第38条）

第11章 雑則（第39条・第40条）

附則

第25条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 校長は、前項の規定にかかわらず、特別の必要があり、かつ、教育上支障がないときは、学期（島根県立高等学校規程（昭和31年島根県教育委員会規則第21号）第5条に規定する学期をいう。）の区分に従い、入学を許可することができる。

第34条第2項第1号の表の右欄中「編入学し」を「入学し、編入学し」に改める。

第39条中「（昭和31年島根県教育委員会規則第21号）」を削る。

附則に次の1項を加える。

- 5 第25条第2項の規定は、令和4年3月31日までの間、県立学校の組織編制に関する規則別表第2に規定する島根県立宍道高等学校には、適用しない。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

教 育 委 員 会 公 告

島根県立古代出雲歴史博物館条例（平成17年島根県条例第59号）第7条の規定により指定管理者を指定するため、指定管理者となることを希望するものを次のとおり募集する。

令和2年8月4日

島根県教育委員会教育長 新 田 英 夫

1 募集の目的

島根県立古代出雲歴史博物館は、歴史及び文化に関する資料を収集し、保管し、調査研究し、及び展示して、島根の特色ある歴史及び文化に関する情報を発信し、並びに学習及び交流の機会を提供することにより、県民の郷土に対する理解の増進及び地域の活性化を図り、もって県民の教養の向上並びに学術研究及び文化の発展に寄与することを目的として設置された施設である。

本施設の管理には、多様化する住民ニーズに対し、より効果的、効率的に対応するため、平成18年4月から指定管理者制度を導入しているところであり、現在の指定期間が令和3年3月31日をもって終了することから、次期指定期間における指定管理者を募集する。

2 施設の概要

(1) 名 称 島根県立古代出雲歴史博物館

(2) 所在地 出雲市大社町杵築東99-4

(3) 施設規模

ア 敷地面積 57,002平方メートル

イ 建築面積 9,444.49平方メートル

ウ 延床面積 11,854.79平方メートル

エ 施設内容構造種別

(7) 本館

構造 鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造

階数 地上2階（一部地上3階、地下1階）

a 展示エリア

テーマ別展示室、総合展示室、神話展示室、特別展示室及び中央ロビー

b 交流エリア

講義室及び情報交流室

c 収蔵・調査研究エリア

収蔵庫、写真撮影室、くん蒸室、書庫等

d オープンエリア

エントランスホール、ラウンジ、展望台、カフェ、ミュージアムショップ等

(4) 体験学習棟

構造 鉄筋コンクリート造

階数 地上1階

(7) 駐車場

一般用（244台）、大型バス用（15台）、身障者用（6台）及び業務用（49台）

(エ) 外構

交流ゾーン・プラザ、メイン・アプローチ（130メートル）、風土記庭園（約29,000平方メートル）、体験広場及び体験水田

(カ) その他

屋外便所及び駐輪場（90台分）

3 指定管理者が行う業務

(1) 博物館の観覧料の徴収に関する業務

(2) 博物館の誘客及び広報に関する業務

(3) 博物館活動への理解及び関心を深めるためのイベント等に関する業務

(4) 博物館の施設及び設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関する業務

(5) その他仕様書に記載する業務

(6) 上記に掲げるもののほか、博物館の管理に関する事務のうち、教育委員会が必要と認める業務

* 留意事項

指定管理業務の詳細は、業務仕様書を参照すること。

なお、指定期間中であっても業務内容の変更を行う場合がある。

4 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間を予定している。ただし、管理を継続することが適当でないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。

5 管理に要する経費

管理運営業務は、島根県が支払う指定管理料により行う。

年間委託額 305,472千円（消費税及び地方消費税10パーセントを含む。）

5年間の委託額 1,527,360千円（消費税及び地方消費税10パーセントを含む。）以内

* メリットシステムについて

観覧料の年間収入基準額を68,500千円とし、実際の年間収入額と基準額に差異が生じた場合、（当該年度収入額－収入基準額）×20パーセントに相当する額を、当該年度の指定管理料で増額（当該年度収入額－収入基準額がマイナ

スの場合は減額)する。

ただし、メリットシステムにおける額の算定については、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、指定管理者と協議の上、決定することとする。

- * 各年度の指定管理料は、分割支払とすることとし、支払時期及び分割方法については、島根県と指定管理者で締結する協定書で別途定める。

6 指定管理者の申請資格等

(1) 応募資格

指定管理者に応募しようとするもの（以下「申請者」という。）は、次のアからキまでのいずれにも該当することを要する。

ア 島根県内に主たる事務所（本社機能を有するもの）を置き、又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない法人等であること。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実がない法人等であること。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づき更生手続又は再生手続をしていない法人等であること。

オ 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止措置を受けていない法人等であること。

カ 法人税、法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない法人等であること。

キ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にない法人等であること。

(2) 複数の団体での共同申請

複数の団体がグループを構成して応募する場合は、次の事項に留意すること。

ア グループの適切な名称を設定し、代表となる団体を選定すること。

代表団体は、(1)のアの資格を満たす法人等で、グループにおける責任割合が最大であること（代表団体の責任割合が、グループ構成が2社の場合にあっては50パーセント超、3社の場合にあっては33パーセント超であること。）。

なお、代表団体及び構成員の変更は、原則として認めない。

イ 当該グループの構成員は、別のグループの構成員となり、又は単独で申請することはできない。

ウ 当該グループの全構成員が、(1)のイからキまでのいずれにも該当すること。

エ 7の(1)のオのその他申請に必要な書類の(ア)から(イ)までについては、構成員ごとに提出すること。

7 申請の手続

(1) 提出書類

申請に当たっては、次の書類を提出すること。ただし、必要に応じて追加書類の提出を求めることがある。

ア 指定管理者指定申請書（島根県立古代出雲歴史博物館条例施行規則（平成17年島根県教育委員会規則第22号）で定める様式第1号）

イ 事業計画書

(ア) 施設の管理運営の基本的方針

(イ) サービスの提供体制

(ウ) サービスの提供内容

(エ) サービスの質の確保及び向上

(オ) 誘客・広報等の利用促進策

(カ) 施設等の維持管理

(キ) 危機管理体制

(ク) 財政的基盤

ウ 指定管理期間各年度分及び期間を通じての収支予算計画書

エ 法人等の概要

オ その他申請に必要な書類

(ア) 定款、寄附行為、規約その他これらに準ずる書類

(イ) 法人にあっては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し

(ロ) 申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに準ずる書類

(ハ) 過去2年間の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに準ずる書類

(ニ) 役員の名簿及び略歴を記載した書類（申請書提出日現在におけるもの）

(ホ) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税について、未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない旨の証明書

(ヘ) 島根県税について、未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない旨の証明書

(コ) 印鑑証明書

(2) 提出部数

正本1部及び副本10部（副本は複写可）。ただし、(1)のオの(ア)、(イ)及び(カ)から(ク)までについては、正本1部及び副本1部

(3) 提出先

17に記載する場所

(4) 提出期限

令和2年10月2日（金）午後5時まで。郵送の場合は、書留とし、令和2年10月2日（金）午後5時必着とする。

(5) 提出方法

持参又は郵送

8 募集要項、仕様書等の配布

(1) 配付期間

令和2年8月4日（火）から同年9月4日（金）までの毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

(2) 配付場所

17に記載する場所

(3) 配付書類

ア 募集要項

イ 仕様書

ウ 基本協定書（案）及び年度協定書（案）

エ 管理経費積算書

9 現地説明会

現地説明会は、次のとおり開催する。ただし、参加を希望する法人等がない場合は、開催しない。

(1) 開催日時 令和2年9月16日（水） 午後1時30分から午後4時まで

(2) 開催場所 出雲市大社町杵築東99-4 島根県立古代出雲歴史博物館

(3) 現地説明会の内容

ア 募集要項及び仕様書の説明

イ 古代出雲歴史博物館の施設等の見学

(4) 参加申込みの方法

現地説明会への参加を希望する者は、参加申込書を次のとおり提出すること（1団体の出席者は、3名までとする。）。

ア 参加申込書の記載内容

法人等名、出席予定者（職・氏名）及び連絡先（住所・電話番号）

イ 提出場所

17に記載する場所

ウ 提出期限

令和2年9月4日（金）午後5時まで

エ 提出方法

郵送、ファクシミリ又は持参

10 指定管理者の候補の選定

島根県立古代出雲歴史博物館条例第7条の規定等による基準に基づき、島根県立古代出雲歴史博物館指定管理者候補選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、審査を行い、指定管理者の候補者（以下「候補者」という。）を選定する。

(1) 選定委員会

選定委員会は、学識経験者、専門家等の5名の委員で構成する。

なお、選定委員会では、必要に応じて外部の有識者の意見を聞くことがある。

(2) 事業計画審査の基準

ア 事業計画書の内容が、住民の平等な使用が図られるものであること及びサービスの向上が図られるものであること。

イ 事業計画書の内容が、施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること及び効率的な管理運営が実現可能であること。

ウ 当該団体が、事業計画書に沿った管理を安定して行う財政的基盤及び人的能力を有するものであること。

エ 法令遵守のための体制がとられているものであること。

(3) 審査の項目

ア 施設の管理運営の基本的方針

イ サービスの提供体制

ウ サービスの提供内容

エ サービスの質の確保及び向上

オ 誘客・広報等の利用促進策

カ 施設等の維持管理

キ 危機管理体制

ク 財政的基盤

ケ 収支計画

(4) 選定方法

ア 候補者の選定は、選定委員会において、上記審査の基準及び審査の項目に基づき行う。

イ 候補者の選定に当たっては、提出書類により応募資格を審査の後、適当と認められる申請者に対して、プレゼンテーションによる審査を行う。

ウ 提案内容等のプレゼンテーションは、令和2年10月上旬に実施を予定している。

エ 候補者の選定は、令和2年10月上旬に行い、その結果は、申請者全員に書面で通知するとともに、決定された者の名称、選定の理由及び選定（評価）結果一覧表を県ウェブページで公表する。

オ 指定管理者として指定されるまでの間に候補者に事故のあるときは、選定されなかった申請者のうちから新たに候補者を選定することがある。

カ 選定委員会は、非公開とする。

11 指定管理者の指定及び協定等

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定には、島根県立古代出雲歴史博物館条例第7条の規定に基づき、島根県議会の議決が必要であり、10の(4)で選定した候補者を令和2年11月定例島根県議会へ上程し、議決を経て指定管理者として指定する。

(2) 協定等の締結

島根県と候補者で業務の細部についての協議を行い、指定期間全体の「基本協定（指定期間、個人情報の保護、指定の取消しに関する事項、業務の責任分担等）」及び毎年度締結する「年度協定（当該年度の業務実施内容、指定管理料の支払方法、当該年度に必要となる責任分担事項等）」を締結する。

協定等を締結する指定管理者は、申請者と同一の法人等に限る。

なお、協定の発効は、令和3年4月1日を予定している。

12 指定管理者の業務に係る評価に関する事項

(1) 島根県は、指定管理者の適正な業務の確保、指定管理者の業務改善及び県民サービスの向上を図るため、指定管理者の業務に係る評価を毎年度実施する。

(2) 評価結果は、議会へ報告するとともに、県ウェブページにおいて公表する。

(3) 上記に規定するもののほか、指定管理者の業務に係る評価に関する事項は、別に定める。

13 指定管理者の履行責任に関する事項

(1) 指定管理者は、施設利用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設利用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに島根県に報告しなければならない。

(2) 指定管理者は、実態として事業継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに島根県に報告しなければならない。

(3) 上記に規定するもののほか、指定管理者の履行責任に関する事項については、協定で定める。

14 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により管理が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、島根県は、指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができる。この場合において、指定管理者が当該期間内に改善することができなかつた場合には、島根県は、指定管理者の指定を取り消すことができるものとする。

(2) 指定管理者が倒産し、又は指定管理者の財務状況が著しく悪化し、指定に基づく管理の継続が困難と認められる場合には、島根県は、指定管理者の指定を取り消すことができる。

(3) (1)又は(2)により指定管理者の指定を取り消された場合には、指定管理者は、島根県に生じた損害を賠償しなければならない。

(4) 不可抗力その他島根県又は指定管理者の責めに帰することができない事由により事業の継続が困難となった場合には、島根県と指定管理者は、事業継続の可否について協議する。

(5) 上記に規定するもののほか、事業の継続が困難となった場合の措置については、協定で定める。

15 申請等に関する質疑

募集要項及び仕様書の内容等に対する質疑及び質問については、次のとおり受け付ける。

(1) 受付期間

令和2年9月18日（金）午後5時まで

(2) 受付方法

別に定める質疑表に記入の上、17に記載する場所にファクシミリで提出すること（質疑はファクシミリのみで受け

付ける。)

なお、ファクシミリ送信をした後には、確認のため必ず電話連絡を行うこと。

(3) 回答方法

質疑に対する回答は質疑回答表により随時行い、応募者全員にファクシミリで通知する。

16 その他留意事項

(1) 申請に係る経費は、全て申請者の負担とする。

(2) 申請書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。

(3) 島根県立古代出雲歴史博物館の管理のため、新たに法人等を設立する場合には、その法人等を申請すること。

(4) 新たな法人等を設立する場合は、島根県議会における指定管理者の指定の議決（令和2年12月中旬見込み）までに、法人の登記事項証明書又は法務局登記官の受領証を提出すること。

(5) 提出された事業計画書等の著作権は、申請者に帰属する。ただし、県は、指定管理者の公表等必要な場合、事業計画書等の内容の全部又は一部を使用できるものとする。

なお、提出された提案書類は、返却しない。

(6) 選定事業者が、正当な理由なくして協定等の締結に応じない場合は、指定管理者の指定の議決後においても、指定しないことがある。

(7) 指定管理者が、協定等の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定等を締結しないことがある。

ア 資金事情の悪化等により、事業の履行が確実にないと認められるとき。

イ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

(8) 管理運営業務の全部を第三者に委託し、請け負わせることはできない。

(9) 島根県立古代出雲歴史博物館条例、島根県立古代出雲歴史博物館条例施行規則、島根県個人情報保護条例（平成14年島根県条例第7号）及び島根県情報公開条例（平成12年島根県条例第52号）その他関係法令を承知の上で申請すること。

17 問合せ先

〒690-8502

島根県松江市殿町1番地 島根県教育庁文化財課

T E L (0852) 22-6612 ファクシミリ (0852) 22-5794

人 事 委 員 会 告 示

島根県人事委員会告示第14号

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第18条の規定により、令和2年度島根県職員（経験者）採用試験を次のとおり実施する。

令和2年8月4日

島根県人事委員会委員長 本 間 恵美子

1 受付期間

令和2年8月5日（水）から同年9月18日（金）まで

受付時間は、午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）とする。郵送による場合は、9月18日までの消印のあるものに限り受け付ける。インターネットによる場合は、9月16日（水）午後5時までに到着したものに限り受け付ける。

2 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定 人 員	職 務 内 容
行 政	14名	島根県の諸機関に勤務し、行政事務に従事
水 産	1名	島根県の諸機関に勤務し、水産業の振興、水産技術の普及指導、水産に関する試験研究等の業務に従事

- (注) 1 受験の申込みは、いずれか一の試験区分に限る。また、10月18日に別途実施予定の試験との併願はできない。
- 2 申込受付後の試験区分の変更は、認めない。
- 3 採用予定人員は、変更する場合がある。

3 受験資格

次の(1)及び(2)を満たす者

(1) 年齢

試験区分	年 齢
行 政	昭和45年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた者
水 産	昭和55年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた者

(2) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者

- ア 日本の国籍を有しない者
- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ウ 島根県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- オ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心身耗弱を原因とするもの以外）

4 試験の日時、試験地、試験場及び合格発表

区 分	試験日	試験地及び試験場	合 格 発 表
第1次試験	令和2年10月18日（日） 受付時間 9：00～9：30 試験時間 10：00～14：30 （試験区分「水産」は10：00～16：20） ※試験区分「行政」の個別面接試験日 令和2年11月14日（土）又は11月15日（日）のうち指定する1日 ※詳細は対象者に通知 （試験場 島根県職員会館）	広 島 市 広島国際会議場 （広島市中区中島町）	試験区分「水産」は11月11日（水）、試験区分「行政」は11月18日（水）に県庁前掲示板及び島根県人事委員会事務局ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に結果を通知する。 ※試験区分「行政」の第1次試験自己PR型面接試験対象者は10月30日（金）に県庁前掲示板及び島根県人事委員会事務局ホームページに対象者の受験番号を掲示するほか、対象者に通知する。
		東 京 都 ビジョンセンター東 京八重洲南口 （中央区八重洲）	
		大 阪 府 島根ビル （大阪市北区西天満）	
第2次試験	令和2年11月14日（土）又は11月15日（日） ※詳細は、第1次試験合格通知により通知する。	松 江 市 島根県職員会館 （松江市内中原町）	12月中旬に県庁前掲示板及び島根県人事委員会事務局ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に結果を通知する。

5 試験の種目、配点及び内容

区 分	試験区分	試験種目及び配点	内 容
第1次試験	行政	教養試験 (40点)	公務員として必要な知識及び知能についての択一式による筆記試験
		自己アピール論文試験 (60点)	自己の経験等（職務等の内容、具体的な実績、資格等）及びそれを県行政においてどのように活用するかについて自己アピールを行う論文試験
		自己PR型面接試験 (100点)	職務遂行能力等をみる目的での個別面接（事前に自己紹介書の提出） ※面接の冒頭で、自己アピール論文試験で作成した論文に基づくプレゼンテーションを5分間程度実施 ※筆記試験結果の上位の者を対象に11月14日又は11月15日に実施
	水産	教養試験 (20点)	公務員として必要な知識及び知能についての択一式による筆記試験
		専門試験 (40点)	専門的な知識及び能力についての記述式による筆記試験
		自己アピール論文試験 (40点)	自己の経験等（職務等の内容、具体的な実績、資格等）及びそれを県行政においてどのように活用するかについて自己アピールを行う論文試験
第2次試験	全試験区分	面接試験 (100点)	職務遂行能力等をみる目的での個別面接（事前に自己紹介書の提出）
		適性検査	職務遂行に必要な適性の検査

- (注) 1 試験種目によっては、一定の基準があり、基準に満たない場合は総合得点にかかわらず不合格とする。
2 最終合格者は、第2次試験の評価のみで決定する。

6 専門試験出題分野

試験区分	出 題 分 野
水産	水産経済、水産環境科学、水産生物資源、水産増養殖、漁業学

7 受験手続

(1) 申込書の交付

ア 申込書は、島根県人事委員会事務局、島根県庁本庁舎1階受付、隠岐支庁県民局、各県民センター及び県民センター各事務所、島根県東京事務所、島根県大阪事務所並びに島根県広島事務所で交付する。

イ 申込書を郵便で請求する場合は、封筒の表に「経験者請求」と朱書し、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号）を同封して、島根県人事委員会事務局宛て請求すること。

(2) 受験の申込み

所定の申込書に必要な事項を記入し、島根県人事委員会事務局に提出するか、又は島根県人事委員会のホームページの申込画面からインターネットにより申し込むこと。申込書を郵送する場合は、封筒の表に「経験者申込」と朱書し、簡易書留郵便にすること。

8 合格から採用まで

合格者は、それぞれの試験区分ごとに採用候補者名簿に登録された後、各任命権者がその中から採用者を決定する。なお、採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から原則として1年間とする。

9 給与

初任給は、経歴に応じて決定する。このほか、扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当が支給される。

初任給の例（令和2年4月1日現在）

学 歴	年 齢	公務に有効な民間等経歴	初任給月額
大学卒	30歳	8年	230,785円
	35歳	13年	251,198円
	40歳	18年	290,618円
	45歳	23年	316,060円
	50歳	28年	332,753円

島根県人事委員会告示第15号

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第18条の規定により、令和2年度島根県警察官（大学卒）採用試験（第2回）を次のとおり実施する。

令和2年8月4日

島根県人事委員会委員長 本 間 恵美子

1 受付期間

令和2年8月5日（水）から同年9月25日（金）まで

受付時間は、午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）とする。郵送による場合は、9月25日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。インターネットによる場合は、9月23日（水）午後5時までに到着したものに限り受け付ける。

2 採用予定人員及び職務内容

採用区分	採用予定人員	職 務 内 容
男性	12名	警察本部又は警察署に勤務し、個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持に当たる。
女性	4名	

（注） 採用予定人員は、変更する場合がある。

3 受験資格

次の(1)及び(2)を満たす者

(1) 年齢、学歴、資格等

採用区分	年齢・学歴・資格等
男性 女性	昭和62年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（島根県人事委員会が同等と認めるものを含み、短期大学を除く。以下「大学」という。）を卒業した者又は令和3年3月31日までに卒業する見込みの者

(2) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者

ア 日本の国籍を有しない者

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 島根県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

オ 平成11年改正前の民法の規定による準禁産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

4 試験の日時、試験地、試験場及び合格発表

区 分	日 時	試験地及び試験場	合 格 発 表

第1次試験	令和2年10月25日(日) 受付時間 9:00~9:30 試験時間 10:00~17:00(予定)	松江 市	島根県職員会館 (松江市内中原町)	令和2年11月16日(金)に県庁前掲示板及び島根県人事委員会事務局ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に通知する。
第2次試験	令和2年12月6日(日) から12月8日(火)までのうち指定する日	松江 市	島根県職員会館 (松江市内中原町)	12月下旬に県庁前掲示板及び島根県人事委員会事務局ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に通知する。

5 試験の種目及び内容

区分	試験種目	内 容
第1次試験	教養試験 (180点)	警察官として必要な知識及び知能についての択一式による筆記試験(大学卒業程度)
	身体検査	警察官として職務遂行上必要な身体を有するかどうかの検査。なお、次の基準を満たさない者は、不合格とする。 ・視力 両眼とも裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上 ・色覚 職務遂行に支障がないこと。 ・聴力 職務遂行に支障がないこと。 ・指及び関節 職務遂行に支障がないこと。 ・その他 握力及び肺活量が一定の基準以上であること。
	体力検査 (90点)	警察官として職務遂行上必要な体力を有するかどうかの検査 反復横跳び、腕立伏せ、立幅跳び及び時間往復走を行う。
	特技加点 (30点)	別欄に掲げる対象特技(英語、柔道、剣道及び情報処理)の該当者に、程度に応じて一定点を加点する。
第2次試験	面接試験 (500点)	警察官としての職務遂行に必要な素質及び適性を有するか否かをみる目的での個別面接(事前に自己紹介書を提出)
	作文試験 (200点)	文章による表現力、思考力等についての試験
	適性検査	警察官としての職務遂行に必要な適性の検査
	身体検査	警察官としての職務遂行に必要な健康度を有するかどうかの検査(健康診断書の提出)

(注) 試験種目によっては、一定の基準があり、基準に満たない場合は、総合得点にかかわらず不合格とする。

第1次試験の 加点対象特技	英語	
	ア 実用英語技能検定(英検)	準2級以上
	イ TOEIC	470点以上
	ウ TOEFL iBT	44点以上
	PBT	447点以上
	CBT	130点以上
エ 国際連合公用語英語検定(国連英検)	D級以上	
柔道	初段以上(講道館認定)	
剣道	初段以上(全日本剣道連盟認定)	

	情報処理 情報処理技術者試験（経済産業省認定の国家試験）の合格
確認方法	<p>対象特技を証明する書類（合格証・段位証書等）の原本とその写し（A4判）を第1次試験受付時に提出する。</p> <p>次のア又はイのいずれかに該当する場合は、加点しない。</p> <p>ア 原本を第1次試験の受付時に提出できない場合</p> <p>イ 提出された書類で必要事項が確認できない場合</p>

6 受験手続

(1) 申込書の交付

ア 申込書は、島根県人事委員会事務局、島根県庁本庁舎1階受付、島根県警察本部警務課、県内各警察署、隠岐支庁県民局、各県民センター及び県民センター各事務所、島根県東京事務所、島根県大阪事務所並びに島根県広島事務所で交付する。

イ 申込書を郵便で請求する場合は、封筒の表に「大卒警察官請求」と朱書し、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号）を同封して、島根県人事委員会事務局宛て請求すること。

(2) 受験の申込み

申込書に必要な事項を記入し、島根県人事委員会事務局に提出するか、又は島根県人事委員会のホームページの申込画面からインターネットにより申し込むこと。申込書を郵送する場合は、封筒の表に「大卒警察官申込」と朱書し、簡易書留郵便にすること。

7 合格から採用まで

(1) 合格者は、警察官採用候補者名簿に登載され、任命権者（島根県警察本部長）がその中から採用者を決定する。

なお、採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から原則として1年間とする。

(2) 大学を卒業する見込みであることを要件として受験した者について、所定の時期までに卒業できなかった場合又は3の受験資格を満たさない場合は採用される資格を失う。

(3) 採用後は、巡査に任命され、島根県警察学校に入校し、6月間初任科教養を受けた後、島根県警察本部又は島根県内の各警察署に配置される。

8 給与

初任給は、令和2年4月1日現在、大学卒22歳で月額209,768円で、このほか給与条例等の定めに従い扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当が支給される（大学卒業後の経歴を有する者については、その経歴に応じて給料月額を決定する。）。